

第1. 甲がAに睡眠薬入りのコーヒーを飲ませた行為

かかる行為は、人の生理的機能に障害を及ぼすものであり、「人を傷害した、(刑法(以下略)204条)に当たる。

よ、乙. 甲には. Aに対する傷害罪(204条)が成立する.

第2. 甲がAの半足をロープで縛^{て自由に動けなくなるようにして}~~り~~^り行着

かかる行為は、Aの可能的行動の自由を制約するものであり、「不法に人を…監禁した」に当たる。

5.2. 甲には、A に対する監禁罪(220条)が成立する。

第3. 乙がAの口をガムテープで塞いでトランクを開じ、本件採石場
までB車を運転した行為

1. 乙の罪責

11/ 13 14
かかる行為は殺人罪(199条)の実行の着手と言え、
本件駐車場でB車を放火するという第2行為に及ぶ前に
同罪の実行の着手が認めらるべきか問題となる。

下. この点につき、①第1行為が第2行為を行う上で必要不可欠
 であること、②第1行為に成功した場合、犯行計画を障害
 する半 特段の事情がないこと、③両行為が時間的
 場所的に近接することの各要件を満たす場合には、
 第1行為の時点で構成要件の結果発生の実害的危険
 性があるとして、実行の着手が認められると解する。

イ. 本件において、本件駐車場でB車を放火するという第2行為に及ぶためには、Aを乗せたB車で本件採石場まで運転するという第1行為が必要不可欠と言え(⑩)。

また、かかる第1行為に成功した場合、本件採石場の周りに建築物がなく、夜間で人がいなかったことから、第2行為を障害する事情はなかったと認める(2)。

加えて、第1行為に及んだ道端と第2行為に及んだ本件採石場は20km離れているものの、時間的には60分しか経過しておらず、乙が自動車で移動したことも考慮すると、なお時間的・場所的に近接しているといえる(③)。

従って、乙の第1行為は、殺人罪(199条)の実行の着手に当たる。

(2) Aは窒息死しているところ、乙の行為とわかる死亡結果の間に因果関係が認めらるか。Aが車酔いによりおう吐するという介在事情があるため、問題となる。

下 この点に於て、条件関係があり、かつ、行為の危険が結果へと
現実化したと認めらるる場合には、因果関係が認めらるる所

イ. 本件において、乙がガンテープでAの口を塞ぎ、B車を運転しなければ、Aの死の結果はなかったと考える。このため、条件関係が認められる。

また、トランク内という狭い空間にいるAの口をガムテープで塞いでB車の運転を行うという行為は、山中の悪路を1時間にわたって走行するものである点を踏まえると、Aに車酔いをもたらす危険性が高く、それ自体危険なものであると言える。従って行為の危険が結果へと現実化したと言える。

よって、因果関係が認められる。

(3) ~~まも~~ ^{もつとも} これは A を本件採石場で焼殺する計画を有しており、

Aの口をガムテープで塞いでも、それにおいてAが死亡するとは
思っていなかった。このため、因果関係の錯誤が認められる
が、因果関係の錯誤は故意を阻却しないと解する
ことから、本件においても、乙において殺人罪の故意に
欠けるとはならない。

(4) よって、乙には、Aに対する殺人罪(199条)が成立する。

2. 甲の罪責

(1) まず、甲が乙に対し、B車を燃やすよう指示した行為は、
甲が乙を自らの道具として利用している点で、殺人罪の間接
正犯の実行の着手と云えるであろうが、間接正犯の
実行の着手時期が問題となる。

ア この点につき、間接正犯の実行の着手時期についても、
構成要件結果発生の実現的危険性が生じたかにより
判断すべきである。

イ 本件において、甲が乙に対して上記の指示をしただけでは、
Aを殺害するという結果発生が切迫したということはない。
従って、甲の乙に対する指示の時点では、殺人未遂罪(203条
199条)は成立しない。

(2) 甲の乙に対する上記の指示により、乙は、Aをトランク内に
閉じ込めたままB車を燃やし、Aを焼死殺す決意をした。
このため、甲の指示行為は、客観的には、Aを殺害する
犯意を誘発するものと言え、教唆(61条)に当たる。

もっとも、甲の認識は、甲が乙の行動を支配し、自らの

道具としているというものであり、間接正犯の認識である。

そこで、かかる場合の処理が問題となる。

ア この点につき、教唆犯と間接正犯は、他人の行為を利用して
法益侵害を惹起するという行為態様の共通性が見られる。
そこで、軽い教唆犯が成立すると解する。

イ よって、甲には、殺人教唆罪(199条、61条)が成立する。

第4. B車を燃やした行為

1. 乙の罪責

かかる行為につき、乙に自己所有にかかり建造物等以外放火
罪(110条1、2項)の甲との共同正犯(60条)が成立するが、

1) まず、乙は、ライターで火をついた新聞紙をB車の方に投げ
つけてB車に点火し(「放火し」)、^{108, 109条の客体には当たらない} B車全体が炎に包まれる状態に
している(「焼損」)。(「前2条に規定する物以外の物を焼損し」)。

(2) ア 次に、同条項の法保護法益は、不特定又は多数人の生命、
身体・財産である。そこで、「公共の危険を生じさせた」とは、108条
109条項の客体への延焼の危険のみならず、不特定又は多数人の
生命、身体・財産に対する危険を~~生じさせる~~ ^{生じさせる場合も含む} _{と解する}。

イ 本件において、乙がB車を放火したことにより、乙の行為時に
B車の北側5mの地点に偶然停められていたC車に危険が
及んだと言える。すなわち、当時は、北面に向かって秒速2mの
風が吹いておいたこと、乙の放火行為により炎が地上
5mの高さに達したこと、不特定多数の財産に当たるC車
に、同車左側面をすすりさせる被害を現に及ぼしており、

不特定の財産に対する危険を生じさせたと言え、従って、「公共の危険を生じさせた」に当たる。

(3) 乙は、上記放火行為を認識・認容していること、及び公共の危険発生についての認識を要しないと解されることに鑑みると、110条の故意に欠けることはない。

(4) また、後述するように、甲乙間でB車を燃やすことにつき共謀が成立することから、甲所有のB車は、乙にとっても「自己の所有にかかる」物に当たる。

(5) よって、乙には、自己所有にかかる建築物等以外放火罪の甲との共同正犯が成立する(110条1,2項, 60条)。

2. 甲の罪責

甲乙間には、B車を燃やすことにつき共謀が成立することから、甲には、110条1,2項の罪の乙との共同正犯が成立する。

すなわち、①共謀、②共謀に基づく実行行為、③正犯性を満たす場合には、共謀が成立すると解される。

甲がB車を燃やすよう指示したところ、乙はこれを引き受けた(①)。そして、甲は、組長という立場を利用して、15才年下で末端組員である乙に殺人の犯意を誘発している。乙は、甲の指示がなければAを殺害することはなかったから、甲の役割りは大まか。従って、正犯性も有する(②)。以上より、乙が共謀に基づく放火に及んだことから(③)、甲に110条1,2項の乙との共同正犯(60条)が成立するのである。

第5 罪数

128m

1. 甲について、傷害罪と監禁罪は觀念的競合(54条1項前段)。これと殺人教唆罪、110条1,2項の共同正犯は併合罪(45条)となる。
2. 乙について、殺人罪と110条1,2項の共同正犯は併合罪となる。以上。